

SCOPE

未来への羅針盤「スコープ」



No.266 | Aug. 2023

生産性向上(特別編)

—
SCARU
視察

特集

知っておきたい 令和6年からの贈与

〈社長の履歴書〉

株式会社サンブリッジ南青山
三橋克彦氏

〈経営者のミカタ〉

インボイス制度と控除対象外消費税

〈もっと身近にパブリック〉

地方公共団体の財務書類を
見たことがありますか？



コーポレート
サイトで
PDFファイルが
閲覧できます

特集

知っておきたい 令和6年からの 贈与

暦年課税?
相続時
精算課税?



令和5年度の税制改正で、生前贈与財産の相続財産への持ち戻し(生前贈与加算)期間が3年から7年に延長され、令和6年1月1日以降の贈与から適用されることになります。「早めに対応したい…」とお考えの方もたくさんいるかと思います。今回は生前贈与のポイントとなる「暦年課税」と「相続時精算課税」の違いについて解説します。参考にしてください。



大宮事務所
チーフコンサルタント
税理士
大澤 友人



吉祥寺事務所
コンサルタント
税理士
村上 朋子

POINT-01

暦年課税と相続時精算課税は選択できる

暦年課税と相続時精算課税は、どちらも贈与税に関する課税制度です。そして、自分でどちらかを選択することができます。それぞれの制度の

内容やメリット・デメリットを十分に理解して、自分に合った制度をお選びください。



POINT-02

暦年課税とは

1人の人が1年間(1月1日から12月31日まで)に贈与された財産に対して課税する方式。年間110万円の基礎控除を差し引いた額に対してかかり

ます。1年間に贈与を受けた財産の合計額が110万円以下なら贈与税はかかりません。

税率 ▶ 110万円を超えた額の10～55%の8段階(累進課税)

メリット

- ・年間110万円の基礎控除が使える
- ・複数年にわたって非課税で贈与できる
- ・相続権がない人へも渡すことができる

デメリット

- ・贈与額が多額な場合は贈与税も多額になる

POINT-03

相続時精算課税とは

60歳以上の父母または祖父母などから、18歳以上の子または孫などへの贈与に対してのみ適用されます。2,500万円の特別控除があり、相続が開始されるまで何度贈与しても、2,500万円ま

では贈与税がかかりません。相続開始時に、贈与を受けた財産額を相続財産の額に加算して相続税を計算。すでに納税した贈与税額はその相続税額から控除できます。

税率 ▶ 2,500万円を超えた分に対して一律20%

メリット

- ・一度にまとまった財産を前渡しできる
- ・相続税がかからない人には有利

デメリット

- ・一度選択すると暦年課税に戻すことができない
- ・贈与する人とされる人に条件がある
- ・期限までに申告書の提出が必要

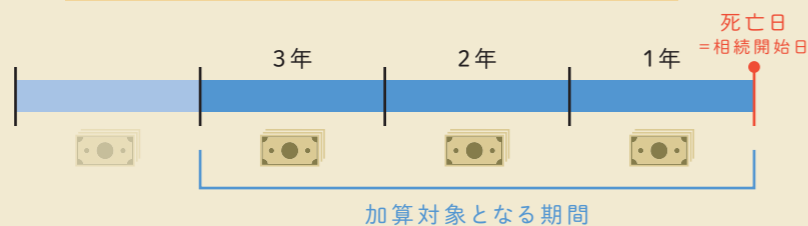
POINT-04

暦年課税の改正点

「相続開始前の一定期間」=加算期間は相続開始前3年以内とされていますが、令和5年度税制改正によって延長されることになり、令和6年以降の贈与から、加算期間が7年になります(ただし延長された4年間の贈与については、その合

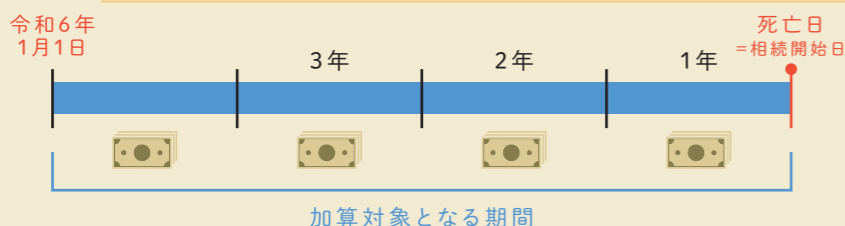
計額から100万円を控除した額を加算します)。令和6年以降の相続開始年度によって、加算の対象になる贈与年数が徐々に増えます。なお、実際に7年間の加算対象となるのは令和13年1月以降の相続税申告からとなります。

1 令和8年12月末までに相続開始した場合



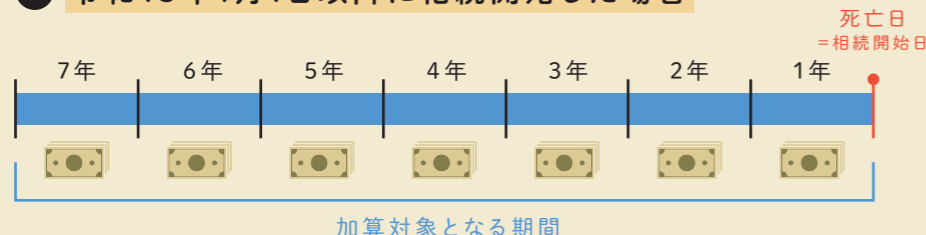
相続開始前3年間の贈与が加算

2 令和9年1月1日～令和12年12月末までに相続開始した場合



令和6年1月1日以降に行った贈与が加算

3 令和13年1月1日以降に相続開始した場合



相続開始前7年間の贈与が加算

POINT-05

相続時精算課税の改正点

相続時精算課税で受けた贈与にかかわるその年の贈与税については、毎年、贈与額から基礎控除110万円を控除できるようになります。また、

相続時精算課税で受贈した一定の土地または建物が災害によって一定の被害を受けた場合には、相続時に再計算できることとなります。

- 基礎控除が年間110万円
- 土地または建物が災害で被害を受けた場合は、損害を受けた部分に相当する金額を控除

災害による再計算は令和6年1月1日以降に生ずる災害による被害について適用



POINT-06

暦年課税と相続時精算課税の税額の比較



Case Study-1 110万円の基礎控除を超えて15年間贈与をするケース

1年に300万円を15年間、合計4,500万円贈与した後に相続発生

〈暦年課税の場合〉

〈1～8年目〉
300万円-基礎控除110万円=190万円/年
19万円(税率10%)×8年分=152万円
贈与税額**152万円**①

〈9～15年目(7年分持ち戻し)〉
300万円×7年分-100万円=2,000万円
2,000万円が相続財産に加算
相続税率30%の場合、相続税は**600万円**②

〈税額合計〉
①+②=752万円

〈相続時精算課税の場合〉

〈1～13年目〉
(300万円-基礎控除110万円/年)×13=2,470万円
2,500万円を超過していないので贈与税額**0円**①

〈14～15年目〉
2,500万円を超過した分の贈与税は、すべて相続税の計算時に差し引かれるため、贈与税として確定した税額は**0円**②

190万円/年×15年分=2,850万円
2,850万円が相続財産に加算
相続税率30%の場合、相続税は**855万円**③

〈税額合計〉
①+②+③=855万円

103万円の差

Case Study-2 110万円の基礎控除を超えて10年間贈与をするケース

1年に300万円を10年間、合計3,000万円贈与した後に相続発生

〈暦年課税の場合〉

〈1～3年目〉
300万円-基礎控除110万円=190万円/年
19万円(税率10%)×3年分=**57万円**
贈与税額**57万円**①

〈4～10年目(7年分持ち戻し)〉
300万円×7年分-100万円=2,000万円
2,000万円が相続財産に加算
相続税率30%の場合、相続税は**600万円**②

〈税額合計〉
①+②=657万円

〈相続時精算課税の場合〉

〈1～10年目〉
(300万円-基礎控除110万円/年)×10=1,900万円
2,500万円を超過していないので贈与税額**0円**①

190万円/年×10年分=1,900万円
1,900万円が相続財産に加算
相続税率30%の場合、相続税は**570万円**②

〈税額合計〉
①+②=570万円

87万円の差

状況によって税額は異なります。
暦年課税と相続時精算課税、お悩みの方は辻・本郷 税理士法人までご相談を!





社長の履歴書

41

President's Resume

人と人の

架け橋となる。



辻・本郷 税理士法人が

お取り引きさせていただいている企業のトップにフォーカスし、ビジネスパーソンとしての半生をご紹介します。

今回ご紹介するのは、株式会社サンプリッジ南青山の代表取締役社長 三橋克彦さんです。

経営者としての歩みの一端をご覧ください。

株式会社サンプリッジ南青山
代表取締役社長

三橋克彦氏

60歳の新たなチャレンジとして起業

大手の倉庫・物流会社を60歳まで勤め上げ、定年退職を65歳まで延長することなく人生100年時代の新たなチャレンジとして起業することを選び、「株式会社サンプリッジ南青山」を設立した三橋克彦さん。長年にわたる倉庫・物流業で培った経験と知識を活かした物流マネジメントのアドバイザーを主な事業として展開しています。

現場に寄り添う物流マネジメントのアドバイザー

三橋さんの仕事は倉庫・物流会社が抱える課題に対し、ソリューションとなる製品やサービスを選び、その活用方法と共に紹介するというもので、「業界における架け橋」のような存在だといいます。「私はアドバイスを提供して、人と人をつないでいきます。コンサルティングとは異なります。コンサルティングは、状況を分析して理論を組み立てることがメインで、現場の方々の気持ち、心まで反映していないように感じます。私がやりたいのは、もっと現場の方々の気持ちや考え方を重視して新機能を導入し

たり、経営者の方針や期待につながるマネジメントをアドバイスしたりすることです。『人と人』、つまりメーカー（サプライヤー）とユーザーに留まらず、『メーカーとメーカー』、『ユーザーとユーザー』、『経営と現場』といった具合に、お互いの幸せにつながる関係を幅広く構築していきたいと考えています」と、三橋さんは事業に対する思いを語ります。

三橋さんのビジネスの基盤には「人を大切にする」という考え方があります。これまで、三橋さんはビジネスを通して、たくさんの人と出会い、多くのことを学んだといいます。例えば、車に忘れたカメラをわざわざ空港まで届けてくれた中国のタクシー運転手。とてつもなく貴重で高価な品物を預かるトランクルームに、お孫さんがクレヨンで画用紙に描いたご自身の絵を預けにきたおばあさん。そんな心に響く人との出会いの数々が、今の三橋さんの財産となりビジネスの指針となっています。「やっぱり『人』なんです。省人化や効率化のためにこれまで人が行ってきた作業を



DX化していくことは、これからの時代には必要不可欠です。ところが、人がきちんと機能しないとDXは活かされません。人がやるべきこと、DXにまかせること。そのバランスが重要です」

人と人をつなぎ事業の幅を広げる

同社では、富裕層家族の投資管理や資産管理などを行うビジネスモデルにおいて、美術品などの動産資産の評価部門を担当するなど、新たな事業が始まっています。人と人をつなぎ架け橋となることで、新しい機会を創出し、事業の幅を広げていく三橋さん。今後のさらなる広がりを目が離せません。

BIOGRAPHY

- ・1958年 東京生まれ
- ・1981年 慶應義塾大学卒業 三菱倉庫株式会社入社
- ・1990年 ヨーロッパ首席駐在員
- ・2004年～2011年 三菱トランクルーム所長
- ・2008年～2011年 日本倉庫協会幹事
- ・2013年～2018年 内外フォーワーディング株式会社代表取締役社長
- ・2018年 株式会社サンプリッジ南青山設立

株式会社サンプリッジ南青山

これまでの経験と人脈を活かして、倉庫・物流に関するアドバイス業や不動産事業、さらには音楽サロン事業と、人と人をつなぐことをテーマに幅広い事業展開を行っている。

- 🌐 <https://melodiya3284.jimdofree.com/> (音楽サロン事業)
- 📍 東京都港区南青山2-27-11
- ☎ 090-3130-2216



経営者の ミカタ

ワンポイントで
経営者をサポート
Corporate resource column

This month's theme

インボイス制度と控除対象外消費税



四日市事務所
水谷 純

インボイス制度の開始がいよいよ迫ってきております。今回はインボイス発行事業者以外の者から課税仕入を行なった場合、税抜経理処理を採用している事業者についての取り扱いを説明します。

令和5年10月1日から6年間は、インボイス発行事業者以外の者から課税仕入を行なったとしても、一定額を仕入税額とみなすこととなっています。具体的には令和5年10月1日から令和8年9月30日までの課税仕入は仕入税額相当額の80%を、令和8年10月1日から令和11年9月30日までの課税仕入は仕入税額相当額の50%を、課税仕入に係る消費税額とみなされます。その結果、同額が「控除対象消費税額」となり、受け取った消費税額から控除することができます。

一方で「控除対象消費税額」とならなかった、課税仕入の内の20%若しくは50%分は、法人税法上の損金(経費)となる場合や資産勘定に含まれる

場合があり、法人税の課税所得の計算に影響を与えることになります。この際に、課税売上高が5億円を超える事業者について適用される、いわゆる消費税の95%ルールにおいて生じる「控除対象外消費税」として処理をしてしまわないよう、注意が必要となります。

インボイス発行事業者以外の者からの課税仕入の内、上記「控除対象消費税額」に該当しないものは、そもそも消費税額ではなく取引の本体価格に該当します。そのため、減価償却資産の取得価額や期末棚卸資産の取得価額に含まれるものであり、仮に「控除対象外消費税」など経費処理を行った場合は、決算時に所得金額に加算すべきものとなります。

一見するとよく似た性質のものですが、取り扱いにはご注意ください。

地方公共団体

社会福祉法人

医療機関

公益法人

もっと身近に パブリック

医療・社会福祉・公益法人・
地方公共団体の“今”



公会計部 パートナー
税理士
田村 ひろ美

地方公共団体の財務書類を 見たことがありますか？

地方公共団体の財務書類の整備

国・地方公共団体で企業のように貸借対照表や損益計算書を作成しようという取り組みが始まったことをきっかけに、辻・本郷 税理士法人では固定資産台帳の整備など財務書類作成の支援を行っています。

野球場の所有者は？

「もっと身近にパブリック」ということで、地方公共団体がプロ野球の球団へ貸し出している「野球場」を取り上げてみます。

広島東洋カープの本拠地「広島球場」は広島市の所有です。広島市の固定資産台帳に「広島市民球場」として価額も記載されています。広島東洋カープは広島市へ長年の支援の恩返しとして米大リーグに移籍した選手の譲渡金などから3億3,000万円を広島市に寄付したそうです。選手が活躍すると、このようなボーナスもあるのですね。

他には、東北楽天ゴールデンイーグルスの本拠地「宮城球場」は宮城県の所有ですし、千葉ロッテマリーンズの本拠地「ZOZOマリンスタジアム」は千葉市の所有です。横浜DeNAの本拠地、ハマスタの名称でおなじみの「横浜スタジアム」は横浜市の所有です。

球団から球場使用料はどのくらい受け取っているのかしら？など、「野球場」を切り口に地方公共団体の財政について興味湧いてきませんか？興味を持ったら出身地やお住まいの地方公共団体の財務書類をのぞいてみてください。誰でも総務省のホームページで見ることができます。

その財務書類は身近にいる辻・本郷 税理士法人のメンバーが作成しているかもしれません。



特別編

生産性向上術

徳田理事長の『SCARU』視察の旅 ～豊橋事務所編～

領収書・レシート、預金通帳や請求書等をスキャンするだけで仕訳の自動作成と書類の電子保管が同時にできる仕訳作業ロボット『SCARU(スキャル)』。リアルなSCARUの現場を自分の目で見てみよう、社内で行っている「SCARU活用キャンペーン」で初期段階からダントツ好成績な豊橋事務所の松代量子さんを徳田理事長が訪ねました。昨今の深刻な人手不足とSCARUを結びつける中で沸いた問題、そしてモヤモヤとした疑問が解決し、光明が見えたようです。キーポイントはExcel技術とSCARUの融合でした。



豊橋事務所の所長松代敏明と徳田理事長と松代量子

まず松代さん、SCARU使いの第一人者は何でこんなに使いこなしているのかな？



徳田理事長

インポートにハマりました。多量なデータが今までの10分の1の時間で処理できることに本当に感動しました。もう今となってはSCARUのない仕事は考えられないし、SCARUのデータを自分の思いどおりに「どう料理してやる？」が何より楽しいです。



松代量子

SCARUを使わない人の意見を聞くと、「精度が悪い、仮払ばかりで修正に手間がかかる」「自分で手入力の方がかえって速い」と聞くけれど、それはどうなの？

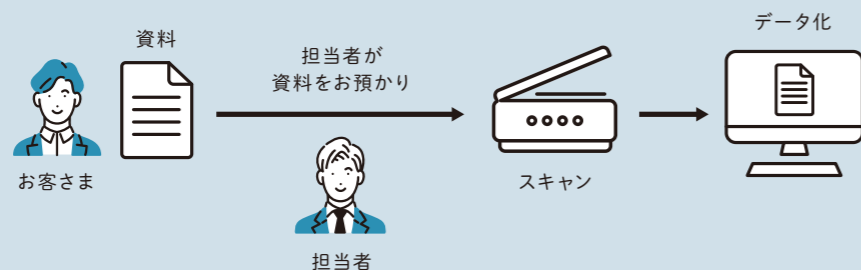


徳田理事長

そんなことないですよ。SCARUは私の要望を真摯に受け止めてくれるので、現状で充分満足しています！導入前は入力のし過ぎで手が腱鞘炎になって、繁忙期に右手がダメになってしまい左手で打ったり、最後は足でエンターキーを押す機器を買ったくらい！たいへん過酷でした。それを救ったのがSCARUで、私は今はもうほとんど仕訳入力をしていません。担当者がお客様からお預かりしてきた資料を奪い取るようにすぐスキャンして、その場で即データ化します。資料も逐一自分が作業しやすいものを要求して、常に改善しています。



松代量子

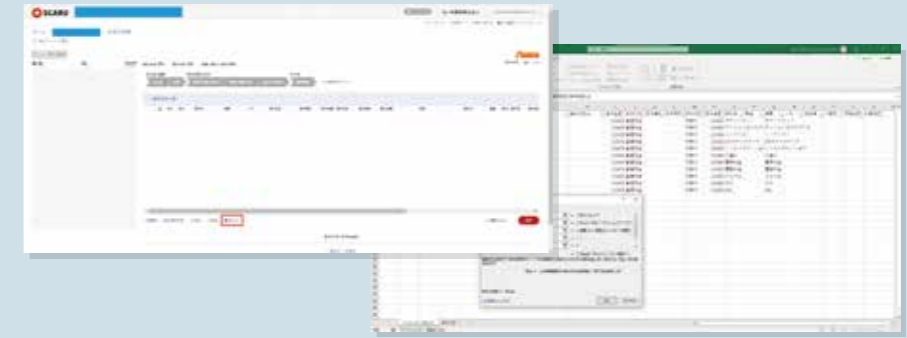


どんなテクニックで「入力しない環境」ができたのか、今日は確認してきました。



徳田理事長

私はあえて仕訳を全部「仮払金」で指定していて、それを自由に加工調理しています。仕訳数の量は問題ではなく、Excel関数で加工すれば一発なので、多量なデータでも処理時間は同じです。



例えば1,000件の処理時間はどのくらいかかるの？



徳田理事長

パターンが決まっていれば何千件あっても時間は同じで、10分20分で終わる場合もあります。インプットしやすい資料をお客様にご依頼できる関係性が時短のコツでもあります。仕訳の量よりも、レシートの軽減税率とかコンビニの袋とか軽油税の仕訳が自動変換される方が感動です。



松代量子

せっかく築き上げたスキルだから、それを会社全体に広めたいね。極力無駄な作業をしないための「Excelのノウハウ集」とか「SCARUの小技集」とか。強制的にExcelスキルを、会計の簿記三級よりもExcelを身につける方が必須、オペレーションにはExcel関数スキルは必須にしないとダメだね。



徳田理事長

業務効率化は以下の2本立てで！

- ①試算表までの作業を事務センターでセントラルキッチン化して完成させる（オペコン※の手を介さない業務フロー）
- ②オペコンをExcel使いのスーパーオペコン化させる

オペコンには会計データを操ることができるようになるための研修プログラムを組んでスキルをどんどん引き上げていく事が必要だね。

※オペコン：オペレーションコンサルタント・事務業務担当

SCARU&Excelで未来を創る！

士業の業界は、今まさにAIによる産業革命が起きており、辻・本郷 税理士法人は「新しい時代の会計事務所」にバージョンアップする必要があります。「単純作業」にこだわっていると、時代に取り残されてしまいます。いかに日常業務の作業の部分をAI化させていくか。今回、社内で最もSCARU

を上手に活用している豊橋事務所を訪問して「まずはExcelでSCARUを使いこなすこと」が問題解決の糸口になると確信しました。ExcelとSCARUを融合させたスキルを身につけること。SCARUは必須、単純作業はAIにやらせねばならないと改めて考えました。(徳田)

生産性向上の強い味方となる「SCARU」について、詳しく知りたい方は、辻・本郷 ITコンサルティング株式会社 DX バックオフィス事業部 海老原(えびちゃん)まで dx-backoffice@ht-tax.or.jp



社・本郷 税理士法人

オフィスのレポート

Vol. 42 宇都宮西事務所

全国で活躍している社・本郷 税理士法人の事務所をご紹介します。
第42回目となる今回は、宇都宮西事務所からのレポートです。



宇都宮西事務所は、2022年10月に税理士法人石島会計と経営統合し開設しました。所在地は宇都宮駅から車で15分ほどの場所にあり、近くには高校野球でおなじみの作新学院高校があります。

スタッフは15名で、20代から60代までの幅広い年齢層となっており、最近では20代の採用が増えてきています。経験豊富な職員が若手職員をフォローしながら、日々業務に取り組んでいます。

法人・個人顧問業務を中心に業務を行っておりますが、昔からお付き合いのあるお客さまが多いこと

から、最近では、事業承継や相続案件も増えてきています。宇都宮事務所と協力しながら、しっかりと対応していきたいです。またクラウド会計など推進し、業務効率の向上と新たな分野への挑戦を積極的に行っていく所存です。

宇都宮の経営者は義理堅い人が多く、一度信頼関係を築けると、長くお付き合いしていただける方が多いように感じます。しかしその義理堅さに甘えず、日々精進しながらお客さまがさらに満足していただけるようサービスを提供していきたいと思っています。



宇都宮西事務所 シニアマネージャー

坂田 智幸

2022年10月入社。2012年に宇都宮市移住。ストレス解消はしゃべることです。食べることも好きで、繁忙期には体が大きくなり、毎年反省しています。お酒の席は好きですが、お酒にめっぽう弱いです。

あなたの考える宇都宮の魅力とは？

宇都宮市は餃子のまちのイメージ通り、餃子店が沢山あり、宇都宮市民の生活の一部となっています。バー好きの間ではカクテルのまちとしても知られ、バーの軒数がとても多いです。また毎年、ジャパンカップサイクルロードレースが開催され、世界の第一線で活躍する選手の本気の勝負を間近で見られます。2023年8月に次世代型路面電車システムLRTが開業します。今後宇都宮市民の移動をサポートしてくれることに期待です。

④ 宇都宮西事務所

〒320-0048

栃木県宇都宮市北一の沢町7-8

TEL.028-612-6321 FAX.028-600-3373



STAFF RECOMMEND



明治45年に日本初のローカル線として誕生した真岡線、今でも生活路線として活躍しています。(今田)



事務所は、住宅街にあります。休憩中に、散歩に行くとお洒落な家が多く見て歩くのが楽しいです。(佐藤)



栃木県議会議事堂の一階にあるこの場所は、ドラマ、映画、CMなどの撮影で使用される階段です。(奥山)



毎週月曜日の『実トレ』の様子です。この時間だけは、皆寡黙になります。(奥山)



「いちご農村カフェRossa Berry」莓狩りやカフェのスイーツ、さまざまなお土産もあります。(小林)



大谷観音は日本最古の石仏と言われており、大谷石の採石場の壁画を利用して彫刻されたものです。(板橋)

あ 相 気 ち
れ 続 に よ
こ の なる つ
れ の る と

木
村
信
夫
の



辻・本郷 税理士法人
副理事長

他人(?)に5,000万円をあげた事例

～生前贈与ですか?死因贈与ですか?～

1 介護の御礼は何と5千万円!

ある中小企業のオーナーが、その会社の従業員の親子(母親とその娘)の献身的な介護の御礼に1億円をあげようとした。しかし、親族とのトラブルが予想されると弁護士から止められ、最終的に5,000万円をあげる贈与証明書を作成しました。

その要旨は、「母親に2,000万円、その娘に1,000万円を贈与し直ぐに支払う。その翌年1月1日にさらに母親に2,000万円を贈与する。来年の贈与分は、年明けまでに万が一私が死亡した時は、その2,000万円は全て母親に贈与したものとす。平成15年6月4日」というものでした。

そのオーナーは、この贈与証明書を作成した〇〇日後(恐らく10日後くらい?)に90歳で亡くなりました。

2 民事の争い…長男(オーナーの相続人)VSこの親子

オーナーの長男は、意思能力のない父親から5,000万円を詐取したとして、5,000万円の返還を求めてこの親子を提訴しました。地裁で長男は負けて控訴しましたが、途中で長男と母親との間で、1回目の2,000万円のうち350万円を返還するという和解が成立しました。

3 税務の争い…長男(オーナーの相続人)VS 税務署

長男が提出した相続税申告書には、この5,000万円はこの親子に対する未収債権という財産で計上されていました。先の民事裁判で350万円だけが返還されたので、長男は差し引き4,650万円は生前贈与された財産で相続財産ではないとして、相続税還付の手続きを行いました。税務署はその娘に対する1,000万円は贈与であると認めましたが、3,650万円は贈与とは認めませんでした。

この3,650万円が生前贈与であれば相続財産から外れるので相続税は課税されません。死因贈与であれば「相続又は遺贈により財産を取得した」ことになり相続税が課税になり、しかも母親は相続人ではないので2割加算されます。

長男は審査請求を行いました。税務署は母親に対する2回目の2,000万は死因贈与に該当するので、1回目の1,650万も含めて相続財産だと主張しました。

審判所は、この証明書を作成した弁護士とその場に立ち会った税理士にその時の状況を確認して、「自分が死んだら贈与する(死ななければ贈与しない)」という意思表示をしたとは認められないと判断しました。

生前贈与という事で長男の3,650万円に対する相続税は全額還付されました。

辻・本郷セミナー

◎お問い合わせ:メール consuldiv@ht-tax.or.jp
※セミナータイトルにつきましては変更の可能性があります。

[セミナー一覧・お申し込み](#)



思わぬリスク!? ハラスメントの実態と対応策

WEB

参加費無料

【視聴可能期間】2023年8月1日(火)11:30~8月7日(月)17:00(講演時間 約30分)

◎講師:辻・本郷 社会保険労務士法人 特定社会保険労務士 田中 宏二
TH弁護士法人 弁護士 近藤 枝里子

【相続セミナー】相続人に行方不明者がいる場合の申告上の留意点

WEB

参加費: ¥3,000

【視聴可能期間】2023年8月8日(火)11:30~8月14日(月)17:00(講演時間 約30分)

◎講師:辻・本郷 税理士法人 熊谷事務所 所長 橋本 和也
辻・本郷 税理士法人 高崎事務所 相続センター長 飯塚 明

【専門講座】調査選定されやすい中小零細法人と選定回避のポイント

WEB

参加費: ¥5,000

【視聴可能期間】2023年8月10日(木)11:30~8月16日(水)17:00(講演時間 約60分)

◎講師:有賀三洋税理士事務所 税理士 有賀 三洋 先生

富裕層の資産管理「ファミリーオフィス」における資産運用

オンライン

会場

参加費無料

～為替相場との付き合い方～ ※会場とZoomを利用したオンラインの同時開催

【開催時間】2023年8月24日(木)14:00~15:00(講演時間 約60分)

◎会場:辻・本郷 税理士法人 東京ミッドタウン八重洲事務所 カフェテリア
◎講師:ファンズ株式会社 執行役員 マーケットプレイス本部長 不動産証券化協会認定マスター 新才 博善 先生
辻・本郷 グローバルファミリーオフィス株式会社 代表取締役 鈴木 淳

【アーカイブ】辻・本郷 次世代経営者アカデミー「経営数値の可視化」

WEB

参加費無料

【視聴可能期間】2023年8月29日(火)11:30~9月4日(月)17:00(講演時間 約70分)

◎講師:辻・本郷 ビジネスコンサルティング株式会社 取締役 公認不正検査士 林 雄一郎
辻・本郷 税理士法人 デジタルマーケティング部 コンサルタント 渡邊 賢一郎

経営承継におけるホールディングス化の活用法

WEB

参加費無料

【視聴可能期間】2023年8月31日(木)11:30~9月6日(水)17:00(講演時間 約30分)

◎講師:辻・本郷 税理士法人 東京事務所 事業承継コンサルティングセンター シニアコンサルタント 小林 昌平

相続セミナー

会場

参加費無料

※ご来場いただく会場セミナーとなります。
◎各会場時間共通:座談会 14:00~/相談会 15:00~

お申し込み・
お問い合わせは
各事務所まで

他人(?)に5千万円をあげた事例～生前贈与ですか?死因贈与ですか?～ [座談会]

【札幌】8月22日(火)

◎会場:かでの2・7
◎詳細:札幌事務所 011-272-1031

【新潟】8月8日(火)

◎会場:新潟日報メディアシップ
◎詳細:新潟事務所 025-255-5022

【沖縄】8月16日(水)

◎会場:沖縄県立博物館・美術館
◎詳細:沖縄事務所 098-941-3230

新刊書籍



金融機関行職員が知っておきたい インボイス制度Q&A

編 著:辻・本郷 税理士法人
辻・本郷 ITコンサルティング株式会社

発 行:経済法令研究会
発行日:2023/7/19
定 価:1,210円(税込)

<https://www.ht-tax.or.jp/rd/sc1/>

書籍一覧



事務所一覧 | 国内85拠点・海外7拠点 (2023年8月現在)

事務所の詳細は当社ホームページよりご確認ください。
<https://www.ht-tax.or.jp/corporate/>



海外拠点

- カンボジア プノンペン
- ミャンマー ヤンゴン
- タイ バンコク
- シンガポール シンガポール
- アメリカ ニューヨーク
- ロサンゼルス
- ハワイ

九州・沖縄地方

- 福岡県 北九州事務所
- 福岡事務所
- 久留米事務所
- 大分県 大分事務所
- 熊本県 熊本事務所
- 宮崎県 延岡事務所
- 日向事務所
- 鹿児島県 鹿児島事務所
- 沖縄県 沖縄事務所

中国地方

- 岡山県 岡山事務所
- 広島県 広島事務所
- 山口県 長門事務所

関西地方

- 京都府 京都事務所
- 大阪府 関西事務所
- 兵庫県 神戸事務所

北海道・東北地方

- 北海道 札幌事務所
- 青森県 青森事務所
- 八戸事務所
- 秋田県 秋田事務所
- 秋田南事務所
- 岩手県 盛岡事務所
- 遠野事務所
- 一関事務所
- 宮城県 仙台事務所
- 福島県 福島事務所
- 郡山事務所
- いわき事務所

中部地方

- 新潟県 新潟事務所
- 長岡事務所
- 上越事務所
- 富山県 富山事務所
- 福井県 坂井事務所
- 山梨県 甲府事務所
- 大月事務所
- 長野県 長野事務所
- 松本事務所
- 岐阜県 岐阜事務所
- 静岡県 静岡事務所
- 伊東事務所
- 愛知県 豊橋事務所
- 名古屋事務所
- 三重県 四日市事務所

関東地方

- 栃木県 宇都宮事務所
- 宇都宮西事務所
- 茨城県 水戸事務所
- 潮来事務所
- 群馬県 高崎事務所
- 埼玉県 熊谷事務所
- 大宮事務所
- 越谷事務所
- 越谷花田事務所
- 川口事務所
- 所沢事務所
- 千葉県 柏事務所
- 千葉事務所
- 船橋事務所
- 東京都 亀戸事務所
- 北千住事務所
- 秋葉原事務所
- 東京事務所
- 東京ミッドタウン八重洲事務所
- オンライン相続事務所
- 銀座事務所
- 蒲田事務所
- 池袋事務所
- 新宿ミライナタワー事務所
- 西新宿事務所
- 新宿センタービル事務所
- 新宿御苑事務所
- 新宿HR事務所
- 代々木事務所
- 渋谷事務所
- 練馬事務所
- 吉祥寺事務所

- 立川事務所
- 府中事務所
- 瑞穂事務所
- 町田事務所
- 神奈川県 横浜事務所
- 横浜スカイビル事務所
- センター南事務所
- あざみ野事務所
- 大和事務所
- 湘南事務所
- 小田原事務所

SCOPEの宛先変更・配送停止をご希望の方

お手数ですがフォームよりお手続きをお願いいたします。

<https://www.ht-tax.or.jp/rd/sc3/>

